

3 近経第207号
令和4年2月15日

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦875番地
株式会社 大和興業
代表取締役 佐藤 文一 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が建設業許可部局から営業停止処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和4年3月14日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 令和4年2月15日 ～ 令和4年3月14日（1ヵ月）
- 2 指名停止の理由 貴社は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を受注工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和3年12月22日、愛媛県知事より指示処分を受けた。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。